

入札公告

奈良県立橿原考古学研究所が行う物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和5年12月22日

奈良県立橿原考古学研究所 副所長

第1 競争入札に付する事項

- 1 業務名 講堂映像投影システム一式の購入
- 2 入札物件の数量及び特質
仕様書のとおり
- 3 納入期限
令和6年3月29日
- 4 納入場所
奈良県立橿原考古学研究所 講堂
奈良県橿原市畝傍町1番地
- 5 落札者の決定
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

第2 入札方法

- 1 入札は、原則郵便によるものとします。
入札書は、原則郵便(書留郵便(簡易書留可)に限ります。速達の付加は可。)
入札当日の正午12時までに到達するよう差し出してください。期日後に到達した入札書は無効となりますので注意してください。
また、直接持参いただいても構いません。
なお、入札書は様式例によって、作成してください。
- 2 その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 物品入札等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目「D2教材用具、またはB1オフィス用品」に登録をしている者であること。

- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 4 以下のいずれか一方に該当する者であること
 - (1) この公告に示した調達物品及び数量を確実に納入し得る者であること。
 - (2) 国又は地方公共団体とこの公告で示す調達物品と同種同等と認める契約を複数回締結し、これらを誠実に履行した者であること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書4で示す書類を提出する必要があります。

第5 入札日程

- 1 入札説明会の日時及び場所 実施しません
- 2 競争入札参加資格確認申請（郵送必着または持参）
令和6年1月12日（金曜日）午後5時まで
- 3 入札書の提出（郵送必着または持参）
令和6年1月25日（木曜日）正午12時まで
- 4 開札
令和6年1月25日（木曜日）午後1時30分から
- 5 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問い合わせ先

- 1 本件入札に関すること
〒634-0065 橿原市畝傍町1番地
奈良県立橿原考古学研究所総務課
電話番号 0744-24-1101（代表）
FAX番号 0744-24-6747
（平日：午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。））

第7 その他

- 1 入札保証金
免除します。
- 2 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札条件に違反した入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

3 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用して
- いるとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「資材等購入契約」といいます。）に当たって、その相手方が(1) から(5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る資材等購入契約に当たって、(1) から(5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

4 契約の解除

契約締結後、契約者について3の(1) から(7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、3の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

5 その他

- (1) 契約条項等に関することは、第6の1にお問い合わせください。
- (2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。